

# 「憲法を守り、生かす 全国教職員いっせい行動ゾーン

## 「ラブ憲うろこ」を身にまとった

# 「憲法を守り、いかす赤龍」を作ろう



発行  
〒850-0013 長崎市中央2丁目2番5号  
長崎高教組新聞  
長崎県高等学校教職員組合  
☎ (095)-827-5882  
FAX (095)-826-2976  
編集責任者 小田 誠  
購読料 第一部10円  
組合員は組合費に含まれる  
メールアドレス  
naga-kks@fsinet.or.jp

### 青龍から赤龍へ

安倍政権のもとで「競争できる国作り」を画策する、実質的な「壊憲」である「憲法改正」への策動、集团的自衛権行使容認の「解釈改憲」とそれに付随する法律改正が着々と進められてい

また、第1次安倍政権は2006年(平成18年)に「教育基本法」を改悪し、教育への国家統制強化への道を開きました。そして今、「戦争できる人作り」を狙い「道徳教育の教科化」、「教科書検定制度の規定の改悪」、「教育委員会制度の改革」に着手しています。

このような情勢を踏まえて、全教は、9月9日を起点とする1週間を「憲法を守り、いかす全国教職員いっせい行動ゾーン」と位置付け、職場・地域からの行動を呼びかけています。

それに応えて、長崎高教組では、9月9日(火)～23日(火)の2週間、「憲法を守り、いかす赤龍運動」を呼びかけます。すべての職場での職場集会を行い、「憲法」・「教育」情勢を学習しまし

また、このとりくみがより力を発揮できるように組織拡大・強化のための「声かけ」「対話」を行っていきましよう。



3. 29 の「怒りの青龍」

長崎の龍は、君(安倍)を許さないのフレーズは大きな反響を呼びました。リレートークが終了した後の舞台裏で、埼玉高教組の小池由美子先生(2月の冬の教研で「学び合い」の実践報告をしていただいた)から熱烈な拍手、握手とお褒めの言葉をいただきました。

### 赤龍とは

さて、長崎の「おくんち」では、雄の「青龍」と雌の「白龍」が諏訪神社の石段を駆けおりてきて、玉使いの捧げる黄金の玉を追いながら空中を泳ぐように動きまわります。「赤龍」というと、女性が操る龍を指すようです。

世界各地の龍伝説では、龍神界は霊界にあり、龍神は主として天然現象を司っているとされています。龍には種類がさまざま多く、主なるものを挙げてみれば天龍、地龍、山龍、海龍、水龍、金龍、銀龍、火龍、赤龍、蛟龍、黄龍、青龍、白龍、黒龍、木龍、九頭龍等と尽きません。それらの龍の中で最高の龍神は天龍であるといわれ、赤龍も当然の如く大きな力を持っています。

「赤龍」の役割については明確でない部分も多いのですが、「赤」からは太陽や火の熱く活発なイメージが浮かび、エネルギー感を感じ、気分を高揚させる働きから元気を与えてくれます。「赤



ランタンフェスティバルでの「赤龍」

龍」には、私たちが元気にさせる力があると考えられます。

「ラブ憲うろこ」と「憲法を守り、いかす赤龍」

そもそも、「憲法は、国民の権利・自由を守るために、国がやっつけてはいけないこと、またはやるべきことについて国民が定めた決まり(最高法規)」です。私たちが守る憲法を壊そうとする安倍内閣の策動に対抗して、私たちが憲法を護っていくという意思表示と意志の力が大切です。私たちの「I LOVE 憲法」の思いをつづつた「ラブ憲うろこ」をまとうせることで「赤龍」に魂を吹き込み、「赤龍」の本来の力を発揮できるようにするのです。前述のように、「赤龍」は「女性」が操る龍でもあり、また「教え子」を再び戦場に送らない、「愛する夫を、愛する子どもを

## 朗報を待っています

平成27年度長崎県公立学校教員採用選考試験がほぼ終了しました。長崎高教組は、下記の四つの対策講座を、7日にわたって、延べ109人の受講者に対して実施しました。

今年、1次試験対策講座を、例年の2日から3日に増やしました。一方、例年より1次試験対策講座の参加者が減少しました。これは、1次試験の一部免除者が増えた結果だと考えられます。

1次試験対策講座で「しゃべり場」を設定しました。講師の先生の多忙な勤務実態が何人もから出され採用試験のための時間がとれないという切実な声が上がりました。授業だけでなく、部活動、校務分掌、担任としての仕事に忙殺されている中で、採用試験に合格することの難しさがひしひしと伝わってきました。

小論文対策は、川棚町の「くじゃく荘」でおこなわれ、気分転換になりました。

面接カードアドバイス会は、受講者が書いた内容について具体的に確認をしていき、各人の考えがより明確になりました。

2次対策は、模擬授業と面接で、経験豊かな現役の先生のアドバイスを受けることができました。

10月から実習教員採用試験の学習会を行います。

1次試験対策	5月24日	32人
	6月14日	25人
	6月28日	24人
小論文対策	8月10日	5人
面接カードアドバイス会	8月16日	7人
2次試験対策	8月24日	6人
	8月31日	10人



2次対策講座(模擬授業・面接)

愛する家族を戦場に送らない」という、残された女性の血の出るような叫びでもあります。全力を挙げて、「憲法を守り、いかす赤龍」を完成させましょう。

以上の趣旨をふまえて、

①職場集会・分会学習会を開きます

・9月9日を中心日として、その前後に憲法・政治情勢について意見交換・活用しましょう

②「ラブ憲うろこ」を作成します

・学習会ののち、日本国憲法の好きな条文とメッセージを書き込む

・作成した「ラブ憲うろこ」は9月17日(水)までに本部に送付します

なお、記入用「ラブ憲うろこ」は分会員程度を送付します。未組合員でも、興味を持たれた人には書いてもらってください。

「憲法を守り、いかす赤龍」の顔が出来上がりました。元鳴滝高校の田原幸子先生作です。



# 人事異動方針の改定についての県教委交渉

速報4号で既報のとおり、高教組は、8月7日に人事異動方針改定についての要求書を県教委に提出して交渉を行い、21日に県教委からの回答をうけました。交渉の結果、方針改定の内容については、高教組の修正案は受け入れられず、原案のまま22日の定例教育委員会会で決定されましたが、改定によって不利になる教職員が出ないようにする取り扱いは、高教組の要求が反映される結果になりました。高教組の要求した各項目についての交渉での主なやりとりは次のとおりです。

## ◇同一校勤務年数について

組「4年で異動するのは教育的にマイナス」という意見が多いことをどう受け止めるのか。

県「4年で全部動かすということではない。学校の小規模化がすすんで、教科によつては1校1人という状況がたかさんでくる。切磋琢磨」ということを考えれば、そういうところから6年居させるというのはいかがなものかという点がある。

組「そうであれば、希望があれば4年目から異動できるという扱いでよい。」

県「そうすれば、小規模校から4年で希望が出て、大規模校で異動希望が少なければ回るのか」という問題がある。

組「それは、4年で異動したいという人がどれくらい出るかということによる。6年以上の異動対象者で対応できる可能性もある。勤続年数でのもう一つの大きな問題として、4年で異動させられる人が出る一方で、現在のようになれば、同一校に10年以上勤務している人が残れば、不公平感がいつそう大きくなる。」「上限を設けるべきなどの意見もある。」

県「現在の異動方針は異動対象者を「同一校勤務6年以上」とし、上限規定として「同一地区15年」となっており、同一校に10年以上居るからよくないという制度にはなっていない。」

組「異動希望がないのに4年で異動させられる人が出る一方で、10年以上いる人が出るの大きな問題。上限なり標準なりを考えるべきではないか。」

県「その不公平感があることは重々分かるが、一方で、皆さんの意見にもあるように「じつくり腰を据えて」というのも大切。早く動かせる仕組みも作り。長く居て学校の柱として残ってもらおう先生もいるべきという両方をカバーしなければならぬと思っている。」

組「校長の気に入った人は長く残り、そうでない人は早く動くという恣意的な人事になるといふ懸念の声が多い。異動希望がないのに早く異動する人と長く残る人の差が出る不公平感

にどう対応するのか検討すべきだ。

県「21日の回答」…4年では腰を据えた指導がでない」等の意見が出されていることは重々分かっている。我々としては学校規模が縮小している中で教科の担当者が1人の学校が増加している。切磋琢磨する教員が身近にいないことに懸念がある。少し回転を速くしていろいろな学校を経験してもらいたいということに4年にさせてもらいたい。」

組「上限や標準年数の設定を検討したのか。」

県「学校の中心になっている人や長期を見ながら部活動指導している人がいる。標準年数をあてはめて異動してもらわなければならぬ」と逆効果になる。ヒアリングの内容や学校の実態に合わせて臨機応変にさせてもらいたいと思っている。」

組「中心になっている人」とそうでない人を分けることが問題。早く異動させられた人は、私が必要とされていないか」という思いで異動することになる。」

県「我々も異動がプラスになるようにしてもらわないといけないと思っている。言われるとおりに不満が貯まってくのはよくない。そうならないように本人の特性や良い面が生かせるような人事にしたいと思っているし、校長からも説明してもらいたいと思っている。」

組「第五・六地区を義務づけるべき」という意見は多い。離島だけでなく、異動希望の少ない学校についても納得できる。県教委は、第六地区に手を挙げて行ってもらえるようにしているが、「一・二・三・四」で異動することを希望する人が多ければ、それはならない。」

組「そういうリスクを負ってでも「一・二・三・四」という人が多いのではないか。」

県「そういう人はいるだろうが、五や六を選ぶ人もいる。どっちも希望が叶うようにしている。」

組「以前のABC地区のように、ある程度ここに行かなくてはいけないとなっていた方が、みんなすすんでそういう地区に行くのではないか。」「やらされた」という感じになるのが一番良くない。」

県「それは良くない。その点が、第六地区を作った手を挙げて行ってもらいたいとしていること。一方で選択肢としてはいろいろあつて、リスクが少々かかっても「二・三・四」で回りたいという形がやりたいと思つていて、どちらもできるような形でやりたいと思つていて。」

組「21日の回答」…第四地区が中小規模校が多いので、五・六地区を義務づけると、小さいところは10年になる人が多くなる問題がある。義務づけるのではなく、本人の意向を考慮しながら、運用面でカバーしていけたらと思つている。」

県「意向調査を書くときに希望する市を書くので、それで本人の意向は確認できる。それ以外の市は希望していないと判断する。」

組「平戸市と書いていたら平戸以外の第六地区は検討しない」と理解していいのか。」

県「佐世保の人が「平戸」と書いてきたとき、「西海の可能性がある。」

組「それが「南島原」の可能性であると扱われるのではないかと不安は大きい。そこがはつきりしないと第六地区の希望は出ない。」

組「21日の回答」…要望は言われるとおりなので、そうならないように区分して扱う。」

組「具体的にはどうするのか。」

県「意向調査に書かれた市で判断する。南島原市と書いている人を平戸市にという発想はない。」

組「何らかの文書に「第六地区については希望の市以外は希望先とは考えない」等と明記した方がよい。」

組「(要望として)分かりました。」

地区が変更されることによつて不利になる人が出てくる。方針を変えることによつて不利になる人が出ないようにするというのが基本のはず。これまでの地区で扱ってもらわれないと不利になる人は、本人の意向でこれまでの地区で扱うことができるようにするべき。かつてABC地区制で夜間定時の地区の扱いを変えた際には本人の希望で選べるようにしたのだから、今回もそうできるはずだ。」

組「ルールに従つてやってきた人が不利になるよ何とかまとめて整理したい。今の意見を」

組「21日の回答」…第六地区の9校と東彼杵の2校を合わせた11校については、本人の不利にならないように、今勤務している人だけでなく、今までの勤務者も含めて、本人の意向を反映させようと思つている。具体的には意向調査の勤務歴を書く欄で、これまでの地区が変更後の地区か、希望する方に○をしてもらつて、それをコンピュータに記録して、きちんとして形にしたい。」

組「50歳以上で「3地区満了」だったら新しい方針を適用しない」というのが前回の経過措置。50歳未満は配慮するというところでやってきました。今回も、少なくともそこまではするべきだ。県「そこまでは確実に。」

組「21日の回答」…今回も、現行方針で「3地区満了」している50歳以上は、新ルールでの「4地区満了」とみなす。50歳未満の人も考慮する。」

組「50歳未満の「考慮する」の内容も、前回と同じように、新方針で動くが、異動先を考慮するということか。」

組「4地区目の異動先を考慮することにも3地区経験の中でということも含む。ガチツと決めるとかえつて不利になることも考えられるので、幅をもたせる形にしておきたい。」

組「機械的には適用しない」「個々人の事情は十分考慮する」ということか。」

組「現場から、しま地区に3年勤務した人が、「もう一度」とか、今いる人に「もう1年長く」とならないようにという声がある。」

組「今いる人まで3年で満了と見なすのか、そうしない場合どんな配慮事項があるか検討中。」

組「21日の回答」…今行つて見なすことには今まで行った人は3年で満了と見なすことにする。」

組「21日の回答」…今行つて見なすことにする。」